

# 蜜蜂を飼育している皆さまへ

蜜蜂を飼育する方（趣味の範囲で飼育している方を含む）は、養蜂振興法に基づく「蜜蜂飼育届」の提出が必要です。



## 【届出対象者】

- ・原則、蜜蜂を飼育するすべての方が対象です。（詳細は下記お問い合わせ先まで）

## 【届け出期間】

令和6年1月4日(木)～1月31日(水)

## 【届出事項】

- ・届出者の住所、氏名、電話番号、飼育場所、飼育予定蜂群数など

## 【届出書類】

- ・岡山県農林水産部畜産課ホームページから「蜜蜂飼育届」をダウンロード  
(<https://www.pref.okayama.jp/page/406857.html>)
- ・県民局にお問い合わせのうえ、受け取り

## 【その他】

- ・届け出に手数料はかかりません。
- ・令和5年の飼育状況から変更がない場合も、必ず毎年1回飼育届を行う必要があります。
- ・ハチミツを販売する目的で蜜蜂を飼育する場合、養蜂振興法もしくは岡山県蜜蜂転飼条例に基づく許可が必要となることがあります。詳しくは下記お問い合わせ先までご連絡ください。

## 【提出先・お問い合わせ先】

岡山県美作県民局 農林水産事業部  
農畜産物生産課 畜産第一班  
〒708-8506 津山市山下53  
電話 (0868) 23-1310

# アスパラガス栽培を始めませんか

アスパラガス栽培を新たに始める生産者を募集しています。津山地域でのアスパラガス栽培は県内二位の産地規模となっています。

栽培の魅力として次の点があります。

- ・軽量品目のため、女性や高齢者でも取組みやすい。
- ・販売単価が安定している。
- ・一度植えると十年程度栽培できる。また、JA晴れの国岡山つやまアスパラガス部会では、初心者向けの講習会を開催しており、初めての方でも安心して取組めます。

興味がある方はお問い合わせください。

**お問い合わせ先** 美作広域農業普及指導センター 電話(0868)23-21525

# 知って得する！ 農業者年金を

農業者の方は、国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」に加入して安心で豊かな老後を！  
**農業者なら誰でも入れる「終身年金」です！**

**一定の要件を満たす方には、月額最大1万円の保険料補助**

**保険料は全額社会保険料控除の対象など、生涯を通じて大きな節税効果！**

※農業者年金に加入できる方の要件は以下の通りです。

- ・年間60日以上農業に従事している方で、国民年金第1号被保険者（60歳未満）又は、国民年金の任意加入者（60歳以上65歳未満）

詳しくは、農業者年金基金へ  
(<https://www.nounen.go.jp>)

## お問い合わせ先

独立行政法人農業者年金基金  
電話 (03) 3502-3199 (相談員)  
電話 (03) 3502-3942 (企画調整室)